



熊本県公報

号外 第6号
令和2年(2020年)
3月4日(水)
(毎週火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県職員の服務の宣誓に関する条例及び熊本県警察の職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県職員の服務の宣誓に関する条例及び熊本県警察の職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正【第1条】
職員のうち、会計年度任用職員の服務の宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができる規定を加えることとした。(第2条関係)
- 2 熊本県警察の職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正【第2条】
熊本県警察の職員のうち、会計年度任用職員の服務の宣誓について、熊本県警察本部長が別段の定めをすることができる規定を加えることとした。(第2条関係)
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県職員の服務の宣誓に関する条例及び熊本県警察の職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第21号

熊本県職員の服務の宣誓に関する条例及び熊本県警察の職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年熊本県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(熊本県警察の職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県警察の職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、本部長は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。